



平成20年5月16日

各位

会社名 株式会社ピーエス三菱
代表者名 代表取締役社長 延増 喬史
(コード番号1871 東証第1部)
問合せ先 管理本部総務人事部長 松尾 潔
(TEL. 03 - 6385 - 8002)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は平成20年5月16日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成20年6月26日開催の第60回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) インターネットの普及を考慮し、利便性向上および公告手続合理化のため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告できないときの措置を定めるものであります。

(変更案第4条)

(2) 社外取締役ならびに社外監査役が期待される役割を一層発揮できるように、また、今後も見識・経験とも豊富な社外取締役ならびに社外監査役を招聘できるよう現行定款に変更案第33条(社外取締役との間の責任限定契約)、変更案第44条(社外監査役との間の責任限定契約)を新設するものです。

なお、第33条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

また、本条文の新設に伴い必要となる条文の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日 平成20年6月26日(予定)

定款変更の効力発生日 平成20年6月26日(予定)

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告方法)</p> <p>第4条 本会社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>第33条～第42条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第43条～第51条 (条文省略)</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第4条 本会社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p><u>(社外取締役との間の責任限定契約)</u></p> <p>第33条 本会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第34条～第43条 (現行どおり、条数を繰り下げ)</p> <p><u>(社外監査役との間の責任限定契約)</u></p> <p>第44条 本会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第45条～第53条 (現行どおり、条数を繰り下げ)</p>